

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【公表番号】特表2011-511793(P2011-511793A)

【公表日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-015

【出願番号】特願2010-546016(P2010-546016)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 P 1/02 (2006.01)

A 6 1 K 8/44 (2006.01)

A 6 1 Q 11/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198

A 6 1 P 1/02

A 6 1 K 8/44

A 6 1 Q 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月16日(2011.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊離または塩の型の塩基性アミノ酸を含む、口内乾燥を治療、改善、抑制または予防するための組成物であって、該組成物はその必要がある患者の口腔に投与される、上記組成物。

【請求項2】

塩基性アミノ酸がアルギニンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

アルギニンが重炭酸アルギニンの形である、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

組成物がさらに、下記のうち1以上を含む、請求項1、2および3のいずれか1項に記載の組成物：

a . カルシウムイオン源、

b . ホスフェートイオン源、

c . カリウムイオン源、

d . マグネシウムイオン源、

e . フッ化物イオン源、

f . 唾液の流出を促進する着香剤、および

g . ポリオール系湿潤剤。

【請求項5】

口内乾燥の原因が疾患である、前記請求項のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

患者が薬剤により処置されており、その薬剤が口内乾燥の原因である、前記請求項のいずれか1項に記載の組成物。

**【請求項 7】**

口内乾燥が慢性的である、前記請求項のいずれか1項に記載の組成物。

**【請求項 8】**

組成物が歯磨剤である、前記請求項のいずれか1項に記載の組成物。

**【請求項 9】**

組成物がマウスリンスである、前記請求項のいずれか1項に記載の組成物。

**【請求項 10】**

マウスリンスが、フッ化物イオン源、カルシウムイオン源、ホスフェートイオン源、カリウムイオン源、および唾液の流出を促進する着香剤のうち1以上をさらに含む人工唾液である、請求項9に記載の組成物。